

パブリック・コメント手続における意見の概要とそれに対する区の考え方

項目 1 前文について (3件)

番号	意見の概要	区の考え方
1	前文は削除、若しくは審議会答申の次の4項目を謳う内容に改稿してほしい。 1 施策形成過程の早い段階からの参加の保障 (特に答申に示された理由が重要) 2 区民の参加を保障する情報提供 3 区民の意見への区の応答義務 4 区民の取り組みを尊重した区政運営	前文は、条例の精神を表現するものであり区民の意思に基づいて区政を運営していくべきことを述べています。審議会答申の「自治基本条例の検討にあたっての基本的な視点」の4つの視点については、条例の規定の中に反映させています。
2	「区民が自ら行動し、自ら築くまちづくりの主役になる」とあるが、意味不明であり、どういう意味が明示すべきである。我々に今ないものの、何を強要しているのか。そこでの負担の公平、意思実現の公平がいかに図られるのかも明らかにすべきである。	区民が愛着と誇りを持つふるさと中野をつくるためには、区民自身がまちづくりの主役となり、区政が区民の意思に基づく決定と運営を行うことが必要になると考えます。
3	憲法らしく理念のみをあげて、手続的なことはやめるべきである。憲法は平和憲法といわれている。中野区は、福祉・環境等々何を憲法前文とするのか、意味不明。	自治体運営の原則や基本的な手続等を規定し、明らかにする条例の制定を考えています。中野の将来像は基本構想で描いています。

項目 2 自治の基本原則について (3件)

番号	意見の概要	区の考え方
4	自治の定義は「幸福と豊かさを追求する営み」ではない。区民こそが区政の主人公であり、区政は区民の意思によって自治的に治められるのが「区民自治」である。区長など執行機関はそのために貢献奉仕しなくてはならない。	「共通する幸福と豊かさ」は、自治体を構成する住民が共通の目的として求めていくべき「公益」を表しています。区民と執行機関の関係については、そのとおりと考えます。
5	住民自治とは住民が自治体の政策を決定することである。条例案では不明確な点があるが、以下が基本と考える。 ・主権者は有権者であり、区と有権者は対等ではない。 ・すべての有権者は同じ権利をもつ。 ・十分に意思表示できない者に対しても配慮しなければならない。 また、住民による自治の推進は、有権者が決定権を持つことであり、自ら業務を担うことではない。	行政運営を決めるのは区民の意思です。区民の意思は、選挙その他のしくみにより行政運営に反映されます。この条例では、間接民主制を補完し、30万区民の多様で複雑化した意思を反映した、より的確な行政運営を行っていくため、区民の区への意見表明や区民同士の多様な自治の活動を推進しようとしているものです。

番号	意見の概要	区の考え方
6	「区民の活動主体」という言葉は意味不明である。	ここでの「区民の活動主体」は、公益の実現に向けて活動している区民の団体やグループなどのことですが、ご指摘のとおりわかりにくいため、「公益のために活動する区民の団体」と改めます。また、「その共通する目的を達成するため、対等の関係で協力し合う」とし、意味を明確にします。

項目3 区民の定義及び権利と責務について（5件）

番号	意見の概要	区の考え方
7	区民が主権者であることを明記してほしい。	区民の意思に基づく区政運営を行うことを、前文及び自治の基本原則の中で規定しています。
8	区民とは非有権者を含む概念とする場合と、有権者やそれに準じた人のみを対象とする場合がある。後者の場合も、子どもに年齢に応じた発言権を認め、外国人に同等の権利を認めるべきである。この条例案では「区民」が不明確なまま使われていて、整理が必要である。	この条例で規定する自治の主体である「区民」は、その自治の場面により区内在勤者や区内在学者が含まれるなど多様ですが、参政権をもつ「主権者」とは区別しています。外国人も地域社会の構成員の一人として納税の義務などを負っており、ともに地域社会を構成しているという意味において一定の権利が認められると考えます。
9	区民の定義が書かれていない。審議会答申では、区民に外国人を含むと明示しているが、外国人を「主権者」とすることは、国民主権への重大なる侵害である。	外国籍の住民には、法律が認める範囲内など合理的な制限はあると考えますが、外国人が住民として地域社会に参加していくことは、真に豊かな地域社会をつくるためには欠かせないと考えます。
10	区民の政策周期のすべてにわたって参加する権利はよい。しかし、どう参加できるかを規定し、「このすべてにわたって区民の意見を区報で知らせ、意見をまとめて反映させる」と挿入してほしい。	参加の手續等については、「区民の参加」の部分で規定します。参加の機会を公平・公正に保障することがこの条例の趣旨であり、全ての区民の意見を区報で知らせ、意見を集めることは規定していません。
11	「区民は～責任をもち～努める」は削除してほしい。区長や議員などの法律的に権力を行使する立場と一般区民は違う。この努力目標のような規定は条例になじまない。	区民についても、参加にあたっての責務があると考えます。

項目4 区議会の役割と責務（1件）

番号	意見の概要	区の考え方
12	議会の責務が軽すぎる。行政の監視と区民との情報共有にとどまらず、区民等に対する説明責任をもつ、報酬や経費が正当なものであることを明確に区民に説明する、または競争原理に基づいて民主的かつ効率的な議会運営をめざす、区民等の意見を常に聴取する義務をもつ、を責務とすべきである。	議会として発行する広報や議員個人の活動により行われていると考えます。報酬や経費は、別に定める条例を根拠に決まっています。陳情や請願の取扱いを含め議会運営上のことは議会に委ねられています。

項目5 執行機関の役割と責務（1件）

番号	意見の概要	区の考え方
13	説明責任について、単なる努力目標とにならないよう区のすべての区民の意見、質問に対して、今までの答えの繰り返しではなく今の検討状況を含めて、一週間以内に速やかに、具体的に回答しなければならない」と補充してほしい。	いただいた意見等の検討期間は、事案によって異なります。区民から提出されたご意見に対して、区が理由をつけて回答することが、説明責任であると考えます。

項目6 区長の在任期間（5件）

番号	意見の概要	区の考え方
14	区長の任期は選挙により区民が判断することで、任期を定めることには反対である。	区長は、区の行政を自主的かつ総合的に実施する役割をもち、幅広い事務にわたる権限を有しています。特定の者がこの権限の集中する区長の職に長期にわたって在任することは、自治の理念に照らして好ましくないと考えます。自治体の長の在任期間について、長期にわたらないよう努力規定を設けることは、活力ある区政運営を実現するため、条例の趣旨に反していないと考えます。
15	現区長が在任期間を限定したいのであれば、みずから誓約すればよく条例に規定して後任者を拘束するのは越権行為である。長期在任区長の適否は選挙で有権者が判断すべきであり有権者のこの権利が奪われてはならない。	
16	在任期間は、憲法や地方自治法で基本を定めているので、ここで触れることはおかしいので削除する。	
17	区長多選禁止は別途条例によるべきである。	
18	3期ではなく2期までとすべきである。	

項目7 行政運営について(6件)

番号	意見の概要	区の考え方
19	「9 行政運営」は「6 執行機関の役割と責務」にあたるので、そこに含める。	「9 行政運営」の規定は、執行機関の行うべき行政運営の規定ですが、執行機関の役割と責務」の規定は、包括的な役割と責務を規定するものであることから、「行政運営」の具体的規定により定めることとしています。
20	基本構想は、理念・基本的な考え方・方向性等であり、具体的なものを決めるものではない。財政状態とは全く無関係とはいえないまでも、直結するものと考えてはならない。	基本構想は、実現可能な中野の将来像を明らかにするものであり、財政状況を踏まえ、策定することが必要であると考えます。
21	財政見通しは基本構想だけに必要なのではなく、基本計画にも必要であることを追加してほしい。	基本構想に基づいてつくる基本計画は、財政見通しを踏まえたものになります。
22	「補完性の原理」に基づく基本構想による行政運営には同意できない。	自治基本条例は基本構想の内容を定めるものではありません。新しい基本構想の案では、個人、地域、自治体などさまざまな段階で、主体的に考え、それぞれの役割を果たしていくことが重要であるとの考えをお示しています。
23	公平・公正だけでなく、効率・効果についても、事前・事後の評価が必要である。手段が目的と化さないようにしなければならない。行政目標の設定内容自体を評価する仕組みが必要である。	この条例で規定する行政評価は、効率的・効果的に目標を達成できるかどうかの指標を事前に設定し、目標達成したかどうかを事後評価することとしています。また、目標の設定が適切であったかどうかについても評価し、改善につなげます。
24	行政オンブズマン制度の導入を検討する。これは行政不服審査法の適用外の申し立ても扱う。 区はオンブズマンの結論を尊重しなければならない。申し立て者に対する説明責任を果たし、(個人情報等の問題がなければ)公表すべきである。」	幅広い公共サービスの利用について、時代の状況に即した不利益救済の仕組みについて整備することを規定しています。

項目8 区民の参加について(5件)

番号	意見の概要	区の考え方
25	(4)の手續の例示に、「区民の参加する審議会・協議会・ワークショップ等の設置、対話集会・公聴会の開催、区民意向調査の実施」を追加してほしい。少なくとも意見交換会及びパブリック・コメント手続を実施するものとして、「宣言の採択」を追加してほしい。	「宣言の策定」は、区の重要な決定であり、意見交換会及びパブリック・コメント手続を行う旨規定します。意見交換会やパブリックコメント手続は、区民が意見表明できる機会を保障するものです。審議会・協議会・ワークショップ等は、行政が政策立案にあたって、専門的知見等を得、よりよい政策づくりのために行う手立てと位置づけています。

番号	意見の概要	区の方考え方
26	パブリック・コメント手続は、最後の区民説明会が終了してから2週間以上とって下さい。時間をゆとめある高齢者だけの意見になったり、一部の区民に偏る懸念があるため、できるだけ長くしてほしい。	パブリック・コメント手続と意見交換会は、別々の手続と考えています。パブリック・コメント手続によりいただいたご意見を十分検討したうえで、区民全体の利益を考えて、判断します。
27	自治の決定方法 以下のように考える。 1 区民は「真に民主的な方法」によって区の行動を決定しなければならない。「真に民主的な方法」とは、すべての情報が示され、十分な検討が行われ、合理的に決定することである。把握、分析、提案・対策、検証という手順を的確に行わなければならない。 2 区は、主な施策については複数の案を示し、必要に応じてアンケート調査などを行う（住民投票を重要な意思決定方法と位置づけ、未成年者の参加を排除しない。）	基本的に区政の運営は、間接民主制による手続です。ただし、住民の暮らしや価値観が多様化している今日にあっては、より的確な区政運営を行うために、参加の手続等を整備する必要があると考えます。条例では区民の意思を反映する区政運営とその基本的な手続の規定をしています。
28	区民の代表は区長と区議会議員であり、区議会こそ「区民の意思に基づく決定」がなされる場である。「審議会」「委員会」などで出された意見は区民を代表するものではない。本条例は区議会を可能なかぎり無力化し、「委員会」などに参加する区民に事実上の代表権を与えることになる。間接民主制の否定であり、公権力の私物化である。	自治基本条例は間接民主制を基本とし、区が施策等を決定していくにあたり、専門的な知見等を得るために、さまざまな「審議会」や「委員会」での区民等の意見を伺っています。区は、区民全体の総意や合意点を見極め、区民全体の公益を実現していく区政運営を行うことが重要であると考えます。「委員会」などに参加する区民が全体の代表であるという位置づけは行っていません。
29	(3)の参加の手続が4つしか述べられていないが、住区協議会での意見提出、地域施設の運営協議会等での意見提出、区民の声、議会への陳情請願、署名による意見提出を加えてほしい。区民の参加の形態は多様であるべきであり、条例での限定的な記述は改めてほしい。	ご指摘の「個別意見の提出」に含まれます。ご意見のとおり、区民の参加の形態は多様であるべきであり、条例では「例示」しているのみで、限定はしていません。なお、ここでの参加の手続は、行政（執行機関）への参加の手続であり、「議会への陳情請願」は含みません。

項目 9 共同提案手続について（6件）

番号	意見の概要	区の考え方
30	区内の事業所等に勤務する者、区民の学校に在学する者の場合は、複数の活動体にわたる500人以上の連署にするべきである。ディベロッパーなど私企業が自己の私的利益のために提案することを回避するため。	共同提案については、パブリック・コメント手続により、いただいた意見のほか、意見交換会での区民の意見などを勘案し、総合的に判断した結果、「個別意見の提出」に含まれるものと整理し、新しい手続として規定しません。
31	100人以上の署名のある団体要望などどこが違うのか不明確である。	
32	現在でも区民からの政策提案は可能である。共同提案手続を新しく定めることは、この提案に特別な地位を与えることであり、条例化する必要はない。外国人に提案権を認めることは国民主権への侵害である。	
33	区自身が「施策等の効果、財政負担についての考え」を明確には示していない中、提案する区民に強いることはあってはならない。	区も、政策の効果を目標として設定し、最も効果的・効率的に目標達成することをめざします。区民から個別意見の提出として、政策づくりのご提案をいただく場合も、それらのことを踏まえた提案であることが望ましいと考えます。
34	政策提案書作成に区職員の指導が必要である。窓口を開設してほしい。	共同提案手続の規定は設けませんが、区民が政策を企画立案するにあたって、必要となる情報は、区が提供します。
35	提案を却下されたときの再申し立ての機会の規定をつくってほしい。	共同提案手続を新たに設けることはしませんが、さまざまな提案について、それを採用しなかったことについての区の説明を受けて、あらためて提案することができます。

項目 10 住民投票について（2件）

番号	意見の概要	区の考え方
36	次の事項を追加してほしい。 区民から住民投票を規定した条例制定の直接請求があった場合、区議会は必ず条例を議決しなければならない。 区民から住民投票を規定した条例制定の直接請求があった場合の手続は地方自治法第74条に準ずる。 区長及び区議会は、迅速な対応のために、あらかじめ複数の条例案ひな型を定めておくものとする。	区民から条例制定の直接請求があった場合、区長は意見をつけて区議会に付議します。区議会はそれを受けて、審議をしますが、必ず議決をしなければならないと義務付けることはできません。この条例でも地方自治法第74条に準じて手続を規定しています。ご意見のひな型を定めることは考えていません。

番号	意見の概要	区の考え方
37	住民投票の規定は、地方自治法を補完する意味と解釈する。有効性や利用可能性に疑問が残るとしても、住民投票という言葉が明記した点で大いに価値がある。	ご意見のとおり、この条例により参加のしやすみのひとつとして住民投票を位置づけています。

項目 1 1 区民合意による地域協定について（6件）

番号	意見の概要	区の考え方
38	区民合意による地域協定の提案を歓迎する。当該地域の18歳以上3分の1の連署という条件から、向こう10年で1回も発動されることはないかもしれないが、このようなアイデアを提起したことを高く評価する。	地域協定の登録については、登録の意義や区民の自治活動へのメリットなどについてわかりにくいなどのご意見をパブリック・コメント手続や意見交換会などでいただいています。こうした状況を区として総合的に判断し、具体的なしきりは設けず、区民が地域の課題解決に向けて合意した事項を区が尊重し、区民の自治を推進することを規定します。
39	住民のみでなく在勤（企業・商店）も含むべきである。	
40	町会などの取り組みを地域協定にして区に登録しなければならないのか。登録することのメリットがよくわからない。	
41	協定が個人の様々な生き方を否定することにならないかという危惧をもつが、具体例が示されていないので都市計画の地区計画や再開発の事例を基に考えると、対象者の条件については再検討が必要である。例、国有地等の土地所有者が跡地利用に参加しない場合 / 公共施設の設置・撤廃の場合 / 店舗等の借地・借家など非住民の関係者がいる場合 / 建築物など周囲への影響が大きい場合	
42	地域協定は、提案権が外国人にもあることから租界容認のおそれがある。また、特定の団体が組織的に一定地域に居住すればその団体用の租界が可能になる。こうした規定は、区民相互の直接的な利害対立を助長し、地域の融和を破壊するきっかけをつくる。	
43	区は地域協定を公表して区民の意見を聞いた上で適正であれば登録することだが、提起された区民の意見を判断する基準が明らかではない。議会の承認を不要とするのは間接民主制の原理からいって不当である。	

項目 1 2 条例制定の必要性について (3 件)

番号	意見の概要	区の考え方
44	早急に必要なものとも思われないものを、なぜ今つくらなければならないのか。区民の参加を促すためにはもっと別なことをやってほしい。	地方分権が進む中で、中野区が独立した自治体として、区民の意思を反映した、より的確な区政運営を進めていくため、区政運営の基本的な事項と区民の参加の手續等を明確にする条例の制定が必要であると考えます。
45	住区協議会や教育委員準公選制など、中野区の取り組みは失敗の歴史であったと総括される。中野区の自治を発展させてきたのは、地道な努力を重ねてきた人たちであり、区長・区議・区職員・区民がそれぞれの立場で努力を重ねたものである。区民参加は新しいものではなく、区民はすでに十分区政に参加している。条例により創設されるものではない。	
46	本条例は、間接民主制の根幹を揺るがすものであり、全面的な撤回を求める。区報にある「区民の活動が自治を発展させる」「自治体の権限が拡大」「これまでの検討経過」については、条例を制定する理由にならぬ。具体的問題の具体的解決、問題への機動的で有効な対処が最も必要とされる中野区の行政には、本条例は必要がないばかりか有害である。「倫理」を条例化することは全体主義思想であり、憲法の原則にも反する。	この条例は自治の仕組みや参加に当たっての手續を定めるもので倫理を定めているものではありません。また、特定の価値を押し付けるものでもなく、誰もが共通し、納得してもらえらる表現を心がけています。

項目 1 3 その他の事項について (1 8 件)

番号	意見の概要	区の考え方
47	なぜ住区協議会の見直しもしないままに、新たに自治基本条例なのか、まず明らかにしてほしい。	「地域センターと住区協議会構想」によって、区は、住区協議会を中心に、参加の区政をすすめるとともに、地域の課題解決のための区民の主体的な取り組みを尊重し、自治の推進をめざしてきました。自治基本条例では、この考えをさらに進め、区政への参加の手續を明らかにするとともに、地域で活動している団体やグループが、柔軟な発想のもとに、自治の活動を推進する基本的考え方を定めることをめざしているものです。
48	憲法に基づくものであることを明記してほしい。	憲法で規定されている地方自治の本旨との関係は記述していませんが、この条例は、憲法で保障されている地方自治を発展させるものです。
49	無関心層が多く、住民の居住期間が短いという今の中野区民に適した条例かどうか疑問である。住民としての参加意識・意欲は疑問である。	参加は、あくまでも区民の主体的な判断により行われるものと考えます。何かのきっかけで区政に関心を持った人にも参加の手立てがわかりやすく示されていることが重要と考えます。

番号	意見の概要	区の方考え方
50	参加しない人も認める、いじめ、差別が生じない制度設計にしてください。参加するのが当然で、参加しない人がはき出される制度に見える。	差別をなくしていくことは、基本構想の基本理念や将来像を実現していく努力の中で、解決すべき課題であると考えます。
51	提案・発議・連署のどれもハードルが高すぎる。区議は2000票以下、区長も2500票である。	区民が責任を持って公益の実現に向けて提案してもらうためには、一定の数が必要であると考えます。
52	自治基本条例に、監査制度を含めるべきである。	個別外部監査制度について、平成17年第1回定例会に条例を提案しています。
53	区役所言葉でわかりにくい。区民のどの層を中心に理解してもらつてもいい。区の担当者の解釈でどうとも取れる条例である。	区民にわかりやすい条文とすることが大切であり、留意してきましたが、改めて点検します。
54	現実の社会は行政区域により区切られているわけではなく、また、地域社会が固定した人の集まり、同質な考えで持続した社会と考えるのは誤りである。この点で、自治基本条例案は狭く考えすぎである。	条例は、都市化の進んだ中野のまちにおける自治や参加のしみを規定しています。
55	区は、基礎的自治体の要件を満たすように努力すべきである。この点での大きな問題は、職員の人事制度、市町村に準じた合併・分割であり、条例に盛り込むべきである。	中野区は、地方自治法に定められた基礎的自治体です。区独自に決定できないことについて、条例で規定することはできません。
56	本条例全体に、強烈的な「区民による直接の政治権力行使」指向が見られるが、間接民主制の原理的否定であり、区長にこのようなことをする権限はない。	この自治基本条例では、間接民主制における区の意味決定について、区民による権利行使を定めたものではありません。区民の意思を反映させるため、意見表明等の参加の手続を整備するものです。
57	区長・区議会の職責・権限は、本条例によって、新たに創設されるものではない。すでに規定のあることを新しいかのように規定する必要はなく、すでに規定があることの説明が必要である。	法律の規定と重複することはあえて説明をしていますが、中野区の区政運営における責務の規定は、この条例により明確になると考えます。
58	区民に対する理解等の時間をカットするが、ごとき愚挙は中野区の自治の歴史に汚点を残す原因となる。なぜ制定を急ぐのか不明である。	参加や自治の検討については、基本構想を描く区民ワークショップ及び基本構想審議会から始まっており、時間をかけて、区民のご意見をいただきながらつくりあげてきたものです。
59	このパブリック・コメントは、この条例が3月の議会で議決する予定であれば、いち早く公表して、議会に反映させてほしい。議決後に公表するなど、決していないようお願いする。	パブリックコメント手続により提出いただいたご意見の概要とそれについての区の方考え方は、議会での議案審議においての資料となります。区民のみなさんにも、議決に先立って公表します。

番号	意見の概要	区の考え方
60	議会や委員会を夜やってください。政治が身近になるよう地域センターで委員会をやってください。	区議会の運営へのご意見として区議会にお伝えします。
61	傍聴の規則はもっとゆるめたらどうでしょう。発言できずに聞いているだけではばかしい。	
62	教育委員を公選に。	教育委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、議会の同意をえて区長が任命することになっています。
63	指定管理者制度は住民自治に反する。	自治基本条例では、指定管理者制度について規定していません。なお、指定管理者の制度は、地方自治法に基づくもので、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としているものです。
64	No. 4の説明のときNo. 5で財政見通しを示すとしていたが、示されなかったことについて説明責任を果たすとともに、改めてほしい。	No. 5では、国の三位一体改革との関係などから財政見通しをお示しすることができませんでした。10か年計画の案のご説明の中でお示していきます。